

○湖北環境衛生組合公告式条例

〔昭和44年3月15日〕
条例第2号

改正	昭和50年 3月28日	条例第1号	昭和58年 3月29日	条例第2号
	昭和60年12月12日	条例第2号	平成元年 1月 6日	条例第1号
	平成 7年 5月31日	条例第1号	平成 9年 3月10日	条例第1号
	平成13年 4月 1日	条例第1号	平成17年 3月28日	条例第1号
	平成17年10月 1日	条例第7号	平成18年 2月15日	条例第1号
	平成18年 3月27日	条例第5号	平成19年10月 1日	条例第2号
	平成22年 6月16日	条例第1号	平成27年12月10日	条例第1号
			令和 3年 4月 1日	条例第1号

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則、その他組合の期間の定める規則で公表を要するものに準用する。但し、第2条中「管理者」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。但し、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関」、「管理者名」とあるのは「当該機関を代表する者」、「管理者印」とあるのは、「当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則又は組合の機関を定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年12月12日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年1月6日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年1月1日から適用する。

附 則（平成7年5月31日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年1月1日から適用する。

附 則（平成9年4月10日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成13年4月1日条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月1日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月15日条例第1号）

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月10日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表 第2条第2項の掲示場の位置

石岡市石岡一丁目1番地1	石岡市役所前
かすみがうら市上土田461番地	かすみがうら市千代田庁舎前
かすみがうら市大和田562番地	かすみがうら市霞ヶ浦庁舎前
小美玉市堅倉835番地	小美玉市役所前